

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

貸付延長となる方は、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※ 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、12月までに3月目である貸付期間が到来することが必要となります。

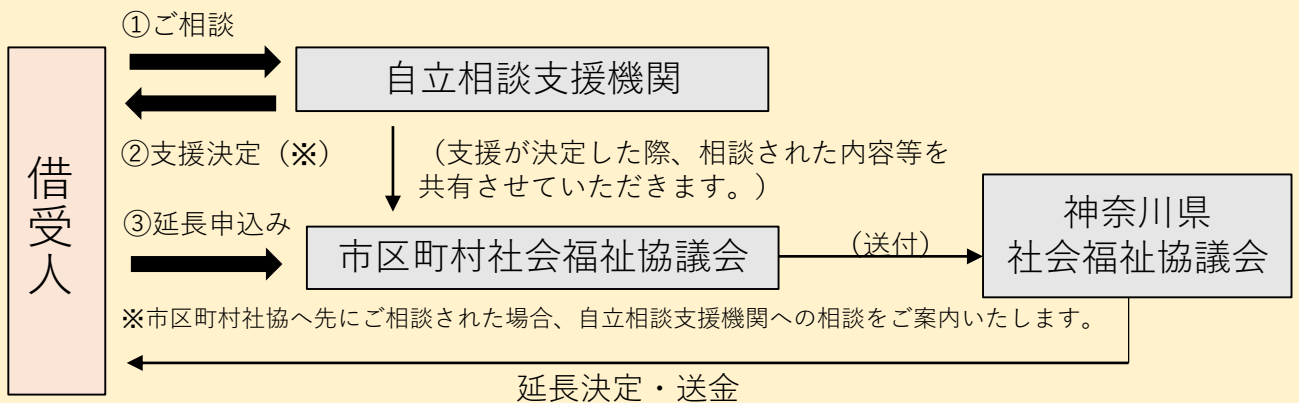
※貸付延長の取扱いは次のとおりです。

※延長申請は1回限りです。9月までに初回貸付の3月目を迎えており、すでに延長申請の手続きをしている方は今回の延長の対象となりません。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合	総合	総合	延長	延長	延長			延長は1月まで
なし	総合	総合	総合	延長	延長	延長		延長は2月まで
なし	なし	総合	総合	総合	延長	延長	延長	延長は3月まで

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。



住宅、仕事、生活などのお困りごとについて、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。